

富士山世界文化遺産登録 10 周年記念ロゴマーク 使用ガイドライン

(目的)

このガイドラインは、令和 5 年 6 月に富士山が世界文化遺産に登録されて 10 周年を迎えることから富士山世界文化遺産協議会（以下、協議会という）が策定した「富士山世界文化遺産登録 10 周年記念ロゴマーク（以下、ロゴマークという。）」について、その趣旨に賛同する個人、国、地方公共団体、企業、その他団体等が使用する際のルールを定めるものです。

ロゴマークを使用される場合は、本使用ガイドラインおよび富士山世界文化遺産登録 10 周年記念ロゴマークデザインガイドに同意したものとみなします。

(デザインの基準)

ロゴマークのデザイン、仕様は、別添「富士山世界文化遺産登録 10 周年記念ロゴマークデザインガイド」に基づくものとします。背景色や大きさ等の影響により、やむを得ず変更したい場合は協議会事務局に御相談ください。

(使用手続)

富士山の世界文化遺産登録 10 周年の機運醸成を図る個人、国、地方公共団体、企業、その他団体等は、別紙届出書を「富士山世界文化遺産協議会事務局」に提出することにより、ロゴマークを使用することができます。

なお、富士山世界文化遺産協議会設置要綱別表 1 及び別表 2 に定める協議会委員及びオブザーバーについては、届出書を提出することなく使用することができます。

(使用の範囲)

使用の範囲は、「富士山世界文化遺産登録 10 周年」の周知や機運醸成に寄与する場合とします。

(禁止事項)

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁止します。

- (1) 「世界文化遺産富士山」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 富士山の保全や利活用において悪影響を与えるおそれがある場合。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (4) 「富士山世界文化遺産登録 10 周年記念ロゴマークデザインガイド」に反する使用のおそれがある場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 使用者が反社会的勢力または暴力団関係者である場合

(使用停止)

協議会は、ロゴマーク使用者が使用目的の範囲を逸脱していると認める場合または禁止事項に抵触していると認める場合は、使用停止に関する措置を行います。その場合に生じる損害については、協議会は一切の責任を負いません。

(使用期間)

ロゴマークの使用の期間は、届出書提出日から令和 6 年 6 月 22 日までとします。

(使用料、手数料)

ロゴマークの使用料及び手数料は無償とします。

(ガイドライン改定)

本使用ガイドラインは、協議会事務局により、事前の通知を行うことなく、必要に応じて改定することがあります。